

会社の貸付金等の親族への請求

POINT 親族と連帯保証契約を締結できるか
保証債務が現実化する可能性の説明が必要

事実上破綻状態にある会社の貸付金について、この会社の代表者の親族に連帯保証人になってももらいたいと考えられています。問題点はありませんか？

代表者の親族への貸付金等の請求

事実上破綻状態にある会社について貸付金等を有している場合、この会社の代表者の親族に請求する方法はないかというご相談を受けることが時々あります。

残念ながら借りている本人（主債務者）と親族は別人格ですから、親族が保証等の契約を締結してはいない限り基本的に請求することはできません。

それでは、親族との間に保証契約を締結すれば、問題なく請求することができるのでしょうか。

親族との連帯保証契約の締結

まずは、保証契約について説明します。保証契約とは、主たる債務（設例では貸付金債務）の履行を担保することを目的として、債権者と保証人との間で締結された契約をいいます。

よく見られる連帯保証契約とは、保証債務の性質の内、催告及び検索の抗弁がないものをいいます。

催告の抗弁とは、債権者が保証人に対し請求したときに、保証人からまず主たる債務者に対して催告をせよと主張することができるとのことです。

また、検索の抗弁とは、債権者が主たる債務者に対し請求をした場合であつても、まずは主たる債務者の財産に執行せよと主張することができるものです。

これらの抗弁がないものが連帯保証となり、連帯保証の場合、債権者は、はじめから、主たる債務者と連帯保証人にどちらにも請求することができることとなります。

また、保証契約は、平成16年の民法改正により、書面によることが成立の要件となりました。そのため、債権者と保証

人との口頭の約束では成立せず、書面によつて初めて契約が成立することになりました。

保証債務が現実化する可能性の説明が必要

これらの点に注意して保証契約を締結すれば、保証契約は成立することになります。しかし、事実上破綻状態にある会社の貸付金等の債務の保証には、次の点に注意する必要があります。

それは「主債務者である会社が事実上の破綻状態であることを保証人となる親族が知った上で保証契約を締結したか」ということです。保証契約の締結の話をする際、債権者は、保証人となる予定の親族から、主債務者である会社の資力状態を尋ねられることと思います。このときに、虚偽の説明をすれば保証契約が詐欺を理由に取り消される可能性があります。

また、このときに虚偽の説明をしなくとも、主債務者が事実上の破綻状態にはないと思わせることを告げた上で保証契約を締結した場合には、保証契約

は錯誤（保証人の保証債務の承諾には、会社が破綻状態にないことを信じて保証をするという動機が表示されたと考えられます）により無効とされる可能性があります。

そのため、債権者としては、保証人となる予定の親族に対して、会社が事実上破綻状態であり、保証債務が現実化する可能性があることを告げる必要があるということになります。

しかし、現実問題として、ここまで説明してしまったら、親族は保証契約を締結することはしないでしょう。そのため、残念ですが、親族を保証人とすることは極めて難しいということになります。

回答



天野法律事務所
弁護士

天野 靖久 さん